

大村市保育士等就職祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の保育所等（市が設置するものを除く。以下「交付対象施設」という。）における保育士等の確保を図るため、予算の定めるところにより交付対象施設に保育士等として就職する者に対し大村市保育士等就職祝金（以下「祝金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等 保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師及び保健師をいう。

(2) 保育所等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた同法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業（当該事業所の従業員の監護する乳児及び幼児のみを保育の対象とするものを除く。）を実施する施設

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、教育課程に係る教育時間の終了後等に教育活動を行うもの

(3) 学校等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

イ 学校教育法第124条に規定する専修学校

ウ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校その他ア及びイに類するものとして市長が認めるもの

- (4) 新卒者 学校等を卒業した日から起算して1年を経過していない者で、保育所等における常勤（1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上継続して勤務する勤務形態をいう。以下同じ。）の保育士等としての勤務経験がないものをいう。
- (5) 休業期間 次のいずれかに該当する期間が連続して30日を超える場合における当該期間の初日から末日（末日が日曜日その他の休日である場合は、これらの日の前日）の属する月の末日までの期間をいう。
- ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業の期間
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業の期間
- ウ 疾病若しくは負傷又は身体若しくは精神の障害による休業の期間
- エ その他市長が勤続期間に算入することが適当でないと認める期間

(交付対象者)

第3条 祝金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象施設に常勤の保育士等として新たに就職し、かつ、3年以上継続して勤務する意思を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの（交付対象施設を設置する法人の役員並びに交付対象施設の園長及び副園長の職にある者を除く。）とする。

- (1) 新卒者である者で、次のいずれかの要件に該当するもの
- ア 県外に所在する学校等（最終のものに限る。イにおいて同じ。）を卒業したこと。
- イ 県内に所在する学校等を卒業し、かつ、当該学校等に入学した年の3月1日時点で次のいずれかの要件に該当したこと。
- (ア) 県外に住所を有すること。
- (イ) 県内（市内を除く。）に住所を有すること。
- (2) 新卒者でない者で、次のいずれかの要件に該当するもの
- ア 交付対象施設に就職した日（以下「就職日」という。）から起算して60日前の日に、県外に住所を有したこと。

- イ 就職日から起算して60日前の日に、県内（市内を除く。）に住所を有した
こと。
- ウ 就職日から起算して1年以内に、交付対象施設に常勤の保育士等として勤務
した経験がない者（ア若しくはイに掲げる要件に該当する者又は就職日から起
算して60日前の日に、市内に住所を有した者を除く。）であること。
- 2 前項に規定する者のほか、就職日の属する年度において祝金の交付を受けた者で、
次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者とする。
- (1) 就職日の属する年度の翌年度において、引き続き常勤の保育士等として交付対
象施設に勤務し、かつ、継続して勤務する意思を有するもの
- (2) 就職日の属する年度の翌々年度において、引き続き常勤の保育士等として交付
対象施設に勤務し、かつ、継続して勤務する意思を有するもの
- 3 交付対象者が祝金の交付を受けようとする年度の途中において、職種の変更、退
職等により交付対象施設における常勤の保育士等として勤務しないこととなった場
合は、祝金の交付の対象としない。ただし、当該事実の発生した日から90日以内
に再び交付対象施設における常勤の保育士等として勤務することとなった場合その
他市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日以前にこの要綱による祝金の交
付を受けた者については、祝金の交付の対象としない。

(祝金の額等)

第4条 祝金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

- (1) 前条第1項第1号ア、同号イ(ア)又は第2号アに掲げる要件に該当する者 1
50,000円（年度の途中で就職した場合にあっては、150,000円を1
2で除して得た額に、当該就職日の属する月（月の途中で就職した場合にあって
は、当該月の翌月。以下「就職月」という。）以後の当該年度に属する月数を乗
じて得た額）
- (2) 前条第1項第1号イ(イ)若しくは第2号イに掲げる要件に該当する者又は同条
第2項に規定する者（就職日の属する年度において、同条第1項第1号ア、同号
イ(ア)又は第2号アに掲げる要件に該当する者として前号に掲げる祝金の交付を
受けた者に限る。） 100,000円（年度の途中で就職した場合にあっては、

100,000円を12で除して得た額に、就職月以後の当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額））

(3) 前条第1項第2号ウに掲げる要件に該当する者又は同条第2項に規定する者（就職日の属する年度において、同条第1項第1号イ(イ)又は第2号イに掲げる要件に該当する者として前号に掲げる祝金の交付を受けた者に限る。） 50,000円

2 前項の規定にかかわらず、祝金の交付を受けようとする年度に休業期間がある場合の祝金（同項第3号に掲げる祝金（前条第1項第2号ウに掲げる要件に該当する者に係る祝金に限る。）を除く。）の額は、同項各号に規定する当該年度の祝金の額を12（年度の途中において就職した場合にあっては、就職月以後の当該年度に属する月数）で除して得た額に、就職月以後の当該年度に属する月数から当該年度のうち休業期間に当たる月数を除いた月数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

3 祝金の交付は、同一の交付対象者につき、前条第1項第1号及び第2号に掲げる要件、同条第2項第1号に掲げる要件並びに同項第2号に掲げる要件の区分のうち、それぞれ1回限りとする。

（申請の手続）

第5条 規則第5条の規定により、祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による申請書に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項に規定する交付対象者に係る申請 次に掲げる書類

ア 雇用証明書

イ 保育士等の資格を有する証明書

ウ 履歴書又は経歴書

エ 第3条第1項第1号又は第2号ア若しくはイに掲げる要件に該当する者であることを証明するものとして市長が必要と認める書類（同号ウに掲げる要件に該当する者に係る申請の場合を除く。）

(2) 第3条第2項に規定する交付対象者に係る申請 雇用証明書

2 前項に規定する申請は、同項第1号の申請にあっては就職日から起算して90日

を経過する日又は祝金の交付を受けようとする年度の3月1日のいずれか早い日までに、同項第2号の申請にあつては祝金の交付を受けようとする年度の6月末日までに行うものとする。

(実績報告)

第6条 祝金の交付の決定を受けた者は、様式第2号による実績報告書に雇用の実績を証明する書類を添え、祝金の交付を受けようとする年度の3月1日から3月31日までの間に市長に提出しなければならない。

(祝金の支払等)

第7条 祝金の交付確定の通知を受けた者は、祝金の支払を受けようとするときは、様式第3号による請求書に祝金の交付確定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、概算払の方法により祝金を支払うことができるものとする。この場合において、祝金の交付決定の通知を受けた者は、祝金の支払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書に祝金の交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(祝金の返還等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により祝金の交付を受けた者に対し、祝金の交付決定を取り消し、既に交付した祝金の返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第9条 規則第24条の規定により、規則第13条の規定による状況報告の手続は、省略するものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。